

許可を要しない営業施設のうち輸入食品を取扱う施設（新法に基づいた届出業種）（令和6年度年末一斉取締り）

			調査・ 監視指導	違反発見 施設数	違反件数					処分件数					処分 以外の 処置件数	告発件数
			(1)	(2)	設備の 不備	食品の 取扱不良	表示基準違反 食品衛生 法 (5)-1	健康増進 法 (5)-2	その他 (6)	営業・業 務 禁止命令 (7)	営業・業 務 停止命令 (8)	改善命令 (9)	物品廃棄 命令 (10)	その他 (11)	(12)	(13)
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装のみ)		34													
	食肉販売業(包装のみ)		46													
	乳類販売業		79													
	氷雪販売業															
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)		50													
販売業	弁当販売業		2													
	野菜果物販売業		5													
	米穀販売業		3													
	通信販売・訪問販売による販売業															
	コンビニエンスストア		14													
	百貨店、総合スーパー		30													
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く)		16													
	その他の食料・飲料販売業		22													
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く)															
	いわゆる健康食品の製造・加工業(飲料の製造を除く)															
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く)															
	農産保存食料品製造・加工業		3													
	調味料製造・加工業															
	糖類製造・加工業															
	精穀・製粉業		1													
	製茶業															
	海藻製造・加工業		1													
	卵選別包装業															
	その他の食料品製造・加工業		1													
上記以外のもの ※改正法による改正後の法第 68条第3項において準用される 者を含む	行商															
	集団給食施設															
		学校														
	集団給食施設	病院・診療所	2													
		事業所	1													
		その他														
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る)															
露天、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの																
その他																
小計			310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

輸入食品を取扱う施設： 輸入食品を販売する施設または輸入食品を原材料として調理・加工・製造する施設